賀茂神主改補の事」覚え書

—【太平記】注解補考二—

旨

要

()−」、本誌二八号、二○○○年三月) に同じく注解の補訂で、 年間頃の物語として設定したと思われる。 文和年間(一三五〇―五五)以降に生成され、『太平記』ではそれを建武 と推され、また貞(定)久・教久の交替の年代から考えて、本話は観応・ 述べた。また帥宮詠とされる歌は『兼好法師家集』の一首と関連あろうか 遁世出家を主題にする和歌が存在したのが一つの契機であること、などを て想定できること、その一方の教久を基久として物語化したのは、基久に 茂別雷神社『社務補任記』により、貞(定)久・教久の交替劇を準拠とし 物語として受容できること、改補されたとある基久・貞久は系図および賀 基久女をめぐる二宮の競い合いの話は、帥宮(後醍醐天皇)と後伏見院の 「賀茂神主改補の事」をめぐる二、三の問題について論じた。賀茂の神主 小稿の趣旨は前稿(「日吉社をめぐる断章二、三―【太平記】注解補考 卷十五

はじめに

長

坂

成

行

末尾に置く。次に粗筋を示す。 山院の皇居に入る。『太平記』の多くの本は、標題の章段を巻十五の は九州へのがれる。比叡山の行宮に在った後醍醐天皇は京へ還幸、花 (一三三六) 正月の京都合戦で一まず新田方の勝利に落ち着き、尊氏 建武の新政が瓦解した後、足利尊氏・新田義貞の抗争は、建武三年

挙になる貞久に還補された。基久解任の理由は、彼の娘をめぐる 基久・貞久は補任・退任を余儀なくされた。これに世の無常を悟 はこれを根に持ち、即位後、基久を解任、この後政権交代の度に て事情を知り、立太子の可能性の高い伏見宮に娘をおくる。帥宮 の和歌に心ひかれる。宮の迎えの車が到着した時、基久が帰宅し 宮々の確執にある。帥宮・伏見宮の求愛を受けた基久女は、帥宮 った基久は出家する。 一旦の平和により、賀茂神主は尊氏が推した基久から、公家の推 *国文学研究室

小稿ではいくつかの要素をめぐり、本話があり得た話か否かに焦点

をあてつつ注解の補訂を行いたい。

二宮をめぐって

西源院本は傍線部Aを「当今」として、神田本・松井本・玄玖本・流区、時めきあへり。 (②6頁)と、時めきあへり。 (②6頁)と、時めきあへり。 と、時の皇子にて、春宮に立たせ給ふべしての比先帝は、いまだ帥宮にて御座し、幽かなる御すまひなり

する。事也」(神田本)が入る。南都本系諸本は傍線部Cを「後伏見院」と事也」(神田本)が入る。南都本系諸本は傍線部Cを「後伏見院」と布本等は〔B〕に「是ハ後宇多院第二ノ皇子後醍醐ノ天皇ト申シゝ御

いる(『実躬卿記』)。Bの異文は注記の本文化であろう。(『公卿補任』)、徳治二年(一三〇七)五月十五日、中務卿に就いて後醍醐は嘉元二年(一三〇四)三月七日、十七歳で帥宮に任じさて、二宮のうち前者の帥宮が後醍醐天皇をさすことは動くまい。

三人の名をあげ、各々に疑義を呈しているので、注を加えつつ紹介しかく、歴史的な事実に比すると問題が多い。早くに『参考太平記』が一方の「今の法皇」が誰なのかは、持明院統の皇流であるのはとも

二年、一三一三生)、これも話が合わない。 (一二八九) 二歳で東宮に立ち、永仁六年(一二九八)十一歳で即位、 市の花園天皇とみると、正安三年(一三〇一)五歳で皇太子となり、 弟の花園天皇とみると、正安三年(一三〇一)五歳で皇太子となり、 弟の花園天皇とみると、正安三年(一三〇一)五歳で皇太子となり、 第の花園天皇とみると、正安三年(一三〇一)五歳で皇太子となり、 第の花園天皇とみると、正安三年(一三〇一)五歳で皇太子となり、 第の花園天皇とみると、正安三年(一三〇一)五歳で皇太子となり、 第の花園天皇とみると、正安三年(一三〇一)五歳で皇太子となり、 第の花園天皇とみると、正安三年(一三〇一)五歳で皇太子となり、 第の花園天皇とみると、正安三年(一三〇一)五歳で皇太子となり、 第の花園天皇とかると、正広三年(一三〇一)五歳で皇太子となり、 第の花園天皇とすると、正応三年(一三〇一)五歳で皇太子となり、 第の花園天皇とすると、正応三年

伏見の、二十歳前後の若い頃の物語として受容したのであろう。 は二十五歳の年下で論外である。おそらく当時の享受者は後醍醐対後になるはずで、この条件に該当する法皇は、一方の後醍醐と同年生れの女性を争うとなると、常識的には年齢が近いというのが有力な前提に立るはずで、この条件に該当する法皇は、一方の後醍醐と同年生れこのように『太平記』の記事と宮々の経歴とを対比すると何れにもこのように『太平記』の記事と宮々の経歴とを対比すると何れにも

賀茂神主について

大系・集成の注は、『安斎随筆』二十三によって、賀茂の社職百六十氏(武家)の、貞久には後醍醐(公家)の支持があったと理解できる。次に改補された神主について、『太平記』の文脈からは基久には尊

第五久之一流の中に、年代的にみて候補となり得る人物(太字)を見 ことを確認できない、の意である。さて基久・貞久は【賀茂社家系図 茂)では確認できない」としたのは舌足らずで、基久が森家に属する 新編の頭注二一(②25頁)で「ただし『賀茂社家系図』(神道大系・賀 家のうち、上職に七家あり、基久は森家で貞久は松下家だとする。

(『神道大系・賀茂』40~41頁から作成。名前の右の数字は後述

出すことができる。

『社務補任記』による神主代数) 遠久 久雄 景久 教久 20 70 72 忠久 時 5 久藤 官女 敏"能 久 成 茂 近⁶ 彌久 季熙孝**定**》仲 久久久**久**縣 光宗国久久久 為秀雅器益久器久 久久久久後員 女子

(尻付注記)

* A (基久)

四品 神主十ヶ年 嘉元三年太田祝 歌人

続千載

続後拾遺

新千載 新拾遺集等作者

*B (定久)

従三位 神主一ヶ年 貞イ(「定」の右に)

延慶三年太田禰宜

歌人 新後拾遺作者

前の上からはこの叔父・甥の話かと思われるが、系図以外の資料が欲 定久は尻付の異文から「貞久」とも表記されるとみてよいだろう。

しい所である。

任記』をとりあげる。以下、須磨千頴氏の解題から引用する。 ここで賀茂別雷神社の歴史をみる上で有力な資料とされる『社務補 (本書は)賀茂別雷神社の歴代の社務の補任次第と、それぞれの

れることから、充分に保証されるものという。南北朝時代では、五十 また本書の記事の信憑性については、他の記録類に当該の記事がみら あったことは間違いないであろう。原本の作成年代は記事が終わ に死去したとされる男床に始まり、応永三十五年(正長元、一四 任期中の主な出来事について筆録したもので、天長二年(八二五) る応永末年からさほど隔たらないのではなかろうかと思われる。 〔中略〕この記録の作成者は賀茂別雷神社の社司か氏人の一員で 一八)退任の資久まで、約六○○年間の記事から成っている。

ば、「社務補任記」七十三代宗平の項に、
おに退任したとあるが、これは「園太暦」観応二年十一月二十九日十七日の社務氏人同士の刃傷事件は、同じく『園太暦』同月二十九日十七日の社務氏人同士の刃傷事件は、同じく『園太暦』同月二十九日、二十七の社務氏人同士の刃傷事件は、同じく『園太暦』同月二十九日、二十七日の社務氏人同士の刃傷事件は、同じく『園太暦』に少している。他に少しく例示すれる。他に少しく例示すれる。他に少しく例示すれる。

て、『太平記』の記事と関連しそうな年代の歴代神主を列挙する。たとする記事に照応する。また応安四年四月十一日(入澄の代)のたとする記事に照応する。また応安四年四月十一日(入澄の代)のたとする記事に照応する。また応安四年四月十一日(入澄の代)のと料的価値の高さを証するものである。次に『社務補任記』に従って、『太平記』の記事と関連してもくれるのだが、とまれ『社務補任記』のと対の価値の高さを証するものである。次に『社務補任記』に従って、『太平記』の記事と関連しそうな年代の歴代神主を列挙する。

十九日 五十二 二年 十九日 二十九日 二十九日 十九日 二十十五 二十十五 1十五日 二十十五 二十五 1十五日 二十五 二十五 1十五日	康安二年(一三六二)正月四日	教久 六度
七十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	正平十六年(一三六一)十二月十二日	敏久(信久)
六十十十二十二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	延文三年(一三五八)九月五日	70 教久 五度
六十 五十 一四十 六十 五十 二十 五十 二十 <	延文: 年(一三五七)四月二十五日	69 員平 三度
五十五 一年 二十十十十五 二十十十十二 二十十十二 二十十二 二十十二 二十十二 二十十二 二十二 二十二 <th>延文二年(一三五七)三月十四日</th> <th>68 雅久 還補</th>	延文二年(一三五七)三月十四日	68 雅久 還補
一 四十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	延文元年(一三五六)六月十四日	久俊 還補
百日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	文和四年(一三五五)十一月十九日	66 近久(信久)
日 日 </th <td> 文和三年(一三五四)後十月二十九日</td> <td>65 国久(教久)</td>	文和三年(一三五四)後十月二十九日	65 国久(教久)
日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	文和二年(一三五三)七月二十八日	64 教久 四度
日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	正平八年(一三五三)六月十九日	63 定久 三度
五 六 五 五 六 十 十 十 十 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	文和二年(一三五三)五月二十九日	62 教久 三度
日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	観応三年(一三五二)八月一日	61 雅久(師久)
日 日 日 日 一 五 五 五 五 五 五 二<	観応三年(一三五二)三月二十八日	60 員平 還補
日 二 日 二 五 二 二 日 二 五 二 二 二 二 十 二 二 二 二<	正平六年(一三五一)十一月十八日	59 定久 還補
日 二 二 日 日 二 </th <td>観応二年(一三五一)二月十五日</td> <td>58 久俊(久宗)</td>	観応二年(一三五一)二月十五日	58 久俊(久宗)
五 五 四 五 四 五 六 十 十 十 十 十 十 二 二 二 六	貞和二年(一三四六)十月二十二日	57 教久 還補
五 四 五 円 五 六 十 十 十 二 六 三 六	康永元年(一三四二)六月十三日	56 員平(近平)
四 五 十 十 十 十 十 六 十 六	建武三年(一三三六)八月十二日	55 教久(遠久)
五 四 五 六 十 十 十 六 一 三 六	建武二年(一三三五)五月十一日	54 定久(忠久)
日 二 六 円 五 六 十 十 一 二 六	元弘三年(一三三三)五月十九日	53 信久 還補
五 六 十 六	元弘 年(十三三二)二月二十四日	52 惟久(久宗)
六十六 一	元徳二年(一三三〇)八月十三日	51 信久(遠久)
	元徳元年(一三二九)八月三十日	50 能雄(能季)
- 日 四十七 十年	元応元年(一三一九)八月十二日	49 基久(経久)
年齢 期間 退任事由	補任年時	代 名(父祖)

・紙幅の都合で、解官の年時は省略したが、原則として後任者の補任時

『社務補任記』の誤脱かと思われる箇所は、校訂者の注記に従った。

名の太字は還任者。

う。例えば、五十九代定久の頃には、これは観応の擾乱から正平の一統にかけての政変に絡むものと言えよ七代教久から六十三代定久の辺は長くても数ヶ月で改補されており、この表から神主の改補が甚だしいことがまず確認できる。特に五十

(返点は私に付す) 三月廿八日ニ被」退,|社務職,|畢、依,|世上之御遷替,也、治五ヶ月、 神所、任,|建武例,|如」元可」為,|神主,|之旨被,|宣下,|畢、五十八、 他定久ハ上階之間、出仕ノ時ハ毛車ニテシチヲフマル、但翌年正 此定久ハ上階之間、出仕ノ時ハ毛車ニテシチヲフマル、但翌年正 此定久ハ上階之間、出仕ノ時ハ毛車ニテシチヲフマル、但翌年正 上で久ハ上階之間、出仕ノ時ハ毛車ニテシチヲフマル、但翌年正 の、南方依,|賀名生殿,|御治天也、然間百官悉可」為,|建武例,|之由 三月廿八日ニ被」退,|社務職,|畢、依,|世上之御遷替,也、治五ヶ月、 (返点は私に付す)

れたこと、現職の社司光久・新平・音平・音久等が解任され、代りに任者である五十八代久俊が公賢邸を訪れ、定久は「南山勅裁」で補さた人、今日秉燭之後入来、此間祗二候南山」、奉二社務」、只今入二賀茂、一月二十日条に師治(中原氏か、大儒)からの情報として「賀茂年十一月二十日条に師治(中原氏か、大儒)からの情報として「賀茂二大一月二十日条に師治(中原氏か、大儒)からの情報として「賀茂二大」とある記事によって確認できる。同記二十一日条によれば、前元を、とある。傍線部Aは、足利尊氏が直義追討のために関東へ向けて京をとある。傍線部Aは、足利尊氏が直義追討のために関東へ向けて京をとある。傍線部Aは、足利尊氏が直義追討のために関東へ向けて京を

寺文書)。定久と後醍醐の紐帯の強さを示す材料と言えよう。また賀茂社乱入の徒を防ぐよう命じている(建武三年六月二十六日付鞍馬配酬天皇の許に参じたとある。この件で後醍醐は、鞍馬寺衆徒に対し、配入しようとし、これを説得しかねた定久は、叡山の行宮に在った後乱入しようとし、これを説得しかねた定久は、叡山の行宮に在った後れてよいか否かの問題である。後者の定久は大覚寺統の支持を受け、してよいか否かの問題である。後者の定久は大覚寺統の支持を受け、してよいか否かの問題である。後者の定久は大覚寺統の支持を受け、してよいか否かの問題である。後者の定久は大覚寺統の支持を受け、してよいか否かの問題である。後者の定久は大賞寺統の支持を受け、してよいか否がという。また

できる。さらに定久は三度神職に任じており、七十一代敏久らの短い任期はこれに近く、現実を意識した表現と理解飾とも言えるのだが、六十二代教久・六十三代定久・六十八代教久・た反覆せしかば」という文言があり、これは基久に関するもので、文『太平記』に「かれ眉を開く事わづかに二十日を過ぎざるに、天下ま

る。 (②29頁)基久・貞久わづかに三、四年が中に、三度補せられ、三度改めら

という叙述にもかなっている。

は後述したい。 は後述したい。 は後述したい。 四十九代基久は元応元年(一三一九)八月十二日 に見ざるを得ない。四十九代基久は元応元年(一三一九)八月十二日 に見ざるを得ない。四十九代基久は元応元年(一三一九)八月十二日 に見ざるを得ない。四十九代基久は元応元年(一三一九)八月十二日

例えば三回目の六十二代の項には、久・雅久であるが前者の方が該当するだろう。教久は六回補任され、定久と近い時期、複数回神主となり「一久」の名を持つ人物は、教

を受けての神主であることは明瞭である。しかも、初回は定久の後任、七十代(五回目)の項にも同趣の記述がみられ、教久が足利方の支持とあり、彼は南朝方によって解任されている。六十四代(四回目)・八年 | 、六月十九日被 」退 | 社務職 | 、(##2) 南方御治天也、同年(文和二年)六月、依 | 天下之変化 | 不 」用 | '文和二年号 | 正平

平記』の表現に相応しいものがある。なお、教久は定久よりも十歳年三回目と四回目の間には定久(六十三代)が補任しており、前引『太

長だが話として不自然ではない。

以上の事由から、現実にあった定久・教久の神主交代劇が『太平記』の準拠する所となったと想定してみたい。となると、文和二年(一三五三)の頃より後に本話は生成されたと考えられる。前節で検討した交代劇を、少しく時代を遡上させ建武三年頃に設定したのは、女性に存る私怨で強引に神主を解任してしまった後醍醐天皇への諷諌の物語という捉え方とは矛盾することになる。その理係る私怨で強引に神主を解任してしまった後醍醐天皇への諷諌の物語として構成したかったためであろう。文和年間の神職交代の時代は、女性に体のは、少しく時代を遡上させ建武三年頃に設定したのは、女性に存る私怨で強引に神主を解任してしまった後醍醐天皇への諷諌の物語係る私怨で強引に神主を解任してしまった後醍醐天皇への諷諌の物語は既に放人で、本話のような物語の生成に何ら支障のない状況になっていたと思われる。

一 和歌をめぐる二、三の問題

した歌が三首ある。
(s)
している歌人であるが、中でも確認できる基久詠の中に遁世を主題にしている歌人であるが、中でも確認できる基久詠の中に遁世を主題にこれまで取りあげた賀茂基久・定久・教久はいずれも勅撰集に入集

1.続千載・十八・雑で

斯て身の憂きにつけても厭はずはげに世を捨つる折やなからん

(一九八四)

(2新千載・十八・雑

世をのがれての比よみ侍りける

世をいとふ心の奥を人問はばうき事しげき宿とこたへむ

(1110四)

(3新拾遺・二十・雑

題しらず

よしあしを心にだにも捨てぬれば同じうき世も住みよかりけり

(一八六八)

悪の判断を心の中だけでも捨ててしまったら、住み辛い世も住みやす このうち(1)は出家前かと思われ、遁世の決意を詠んだもの、(3)は善

も明らかに出家後の歌である。和歌に詠まれる内容をすべて事実の投 くなる、というこれも出家願望の逆説の歌といえよう。 2は詞書から

影とみるのは行き過ぎであるが、遁世の場合、これを虚構とみる理由

はあるまいか。『太平記』の中で基久が「うたたねの」の歌を詠んで 実を知っていた。それを知る手がかりとして基久の和歌があったので は探しにくい。『太平記』作者は、理由はともかく基久遁世という事

の遁世した、という設定にしているのは、歌人基久という意識が働い

ているためであろう。

次は旧稿で簡略に触れたが、帥宮が詠んだとされる、

数ならぬみの、を山の夕時雨つれなき松は降るかひもなし

集成立後六年ほど経っている。『太平記』作者の和歌に対する関心は ように本段の話が文和二年(一三五三)以降の生成であるならば、家 の塩治判官の妻への艶書代筆の件でも明らかである。前節で推測した

の歌について、大系の頭注は次の二首を引く。 A新古今·十五·恋五

読人しらず

思ひ出づやみののを山の一つ松契りしことはいつも忘れず

(一四0八)

(B続千載・十五・恋五

弘安百首歌たてまつりける時

前大納言為氏

忘らるるみののを山のつれなくもまつときかれん名こそ惜しけれ

(一五五二)

(A)は歌枕「美濃の御山」を詠む代表的な歌だが、帥宮歌とはほぼ二句 程が一致するBの方が近い。さらに、

(C兼好法師家集·二四三番

おもひをのぶ

数ならぬみのゝを山の一つ松ひとりさめてもかひやなからん

詳であるが、『太平記』作者が兼好に注目していたことは、巻二十一 師家集』の成立は貞和三年(一三四七)頃とされ、集の流布状況は未 違はあるが、両者が全く無関係に出来たとも言い切れない。『兼好法 「数ならぬ身」を自分に、「つれなき松」を女に見立てた恋歌という相 とは傍線を付した三句分近くが重なる。Cは述懐の歌で、帥宮歌は

るのは想像に過ぎようか。ったのであろう。Cの歌を意識しつつ、作者が帥宮歌を仕立てたとすったのであろう。Cの歌を意識しつつ、作者が帥宮歌を仕立てたとす並々ならぬものがあり、何らかの形で兼好の家集の存在を知る所とな

かれたことになる。うした事情を全く知らず、読者からみれば帥宮はぬか喜びの状態に置うした事情を全く知らず、読者からみれば帥宮はぬか喜びの状態に置の車をおくる。ところが基久の一言で女は伏見宮の方へ入内する。そさて、その和歌で基久女の心をつなぎとめたと確信した帥宮は迎え

帥宮はかかる事とは露もおぼし寄らず、さのみやはと今日の御頼

みに昨日の憂さをかへて、度々御便りありけるが

という叙述の傍線部が、『玉葉集』十・恋二の

行列

院御製

(一三八九)

さのみやと今日のたのみに思ひなせば昨日のうさぞ今はうれしき

院の父伏見院である。一旦、勝ち誇っている帥宮の様子を描くのに、の歌を踏まえることは早く大系の指摘する所である。この院は後伏見

府の嶋皇居の事」で隠岐配流後の後醍醐天皇の日常を次のように描やり口は他にも例がある。これも旧稿で僅かにふれたが、巻四「隠州として使うのは、帥宮に対する相当な皮肉ではあるまいか。こうした集である『玉葉集』(正和元年、一三一二成立)に入集した歌を引歌対抗する後伏見院の父の、しかも伏見・後伏見父子の下命に成る勅撰

夜のをとゞに入らせ給ひても、露まどろませ給ふ事もなし。萩の

く。

戸の明くるをまちし朝政無けれども、

① 230 頁

- 上のをのこども三首の歌をつかうまつりしついでに、朝草花この傍線部は、大系以下が指摘するように 【続後拾遺集』 十六・雑の、

御製

露よりもなほ事しげき萩の戸の明くれば急ぐ朝まつりごと

醐天皇の歌があることを知った上で、朝政から切り離された帝の不如という歌による表現である。作者は政務に精励する様子を詠んだ後醍(一〇九八)

集を下命した勅撰集に載るのである。こうした手法の背後には、後醍意を叙述する場面で引歌として使う。しかも当該歌は後醍醐天皇が撰

のような現象は、他にもいくつか例があり『太平記』作者の和歌の利醐に対する何がしかの意図的なものがあると看做してよいだろう。これに、「アリーター」(『アイー)(『

た上で行われており、批評的精神の発現の一つとして捉えられるので用は、単に歌詞そのものだけでなく、歌の作者の立場をも充分配慮し

はないだろうか。

(付記)

基久が出家遁世する決意を示した、

うたたねの夢よりも尚あだなるはこのごろ見つるうつつ也けり

の歌は、『東野州聞書』に、

曹洞宗、是を用てもてあつかふ由申す。(歌学大系五、35頁)うたたねの夢よりも猶あだなるは年月みつるうつゝなりけり一、宝徳元年九月始の比満元朝臣の歌とて、人の語り侍りしに、

(3) 株理本『太平記』巻三十九の本奥書によれば、日下部宗頼は宝徳元年八月に細河右馬頭殿に写本を借りて忽卒に書写したという。この右庭、このように満元とそれに近い時代、細川氏は『太平記』古写本と深い関係を有しており、満元が『太平記』の中の歌を享受したの流れ、しからでの原本は、満元が管領に就任したに永十九年(一四一二)以降、同職辞任の応永二十八年(一四二一)解前に書写されたことが明らかにされている(『西源院本太平記』解以前に書写されたことが明らかにされている(『西源院本太平記』解したと深い関係を有しており、満元が『太平記』の中の歌を享受したのと深い関係を有しており、満元が『太平記』の中の歌を享受したのと深い関係を有しており、満元が『太平記』の中の歌を享受したのと深い関係を有しており、満元が『太平記』の中の歌を享受したのと深い関係を有しており、満元が『太平記』の中の歌を享受したのと深い関係を有しており、満元が『太平記』の中の歌を享受したのと深い関係を有しており、満元が『太平記』の中の歌を享受したのは当然のように対しています。

注

を示す。 (1). 『太平記』の本文は新編日本古典文学全集(小学館)に拠り、冊・頁数

- の写真(二179))では、この後に「山ノ神主ト号」が入る。(2)『賀茂龗宜神主系図』二(賀茂県主同族会所蔵、東京大学史料編纂所所蔵
- 九三年十一月)。以下、同記の引用はこの翻刻による。(3)須磨千灝「賀茂別雷神社「社務補任記」」(『賀茂文化研究』二号、一九
- ら支障は無いのである」(同書29頁)とする。書房)も、『社務補任記』について「客観的な史料として採用することは何配』を中心に―」(岡田精司編『祭祀と国家の歴史学』二〇〇一年四月、塙(4)嵯峨井建「中世上賀茂神社の神仏習合―『賀茂社家系図』と『神務補任
- (5)和歌の引用は『新編国歌大観』により適宜表記を改めた。
- 編『太平記の世界』〈軍記文学研究叢書9〉二〇〇〇年九月、汲古書院)。(6) 長坂「天正本『太平記』の成立―和歌的表現をめぐって―』(長谷川端

(7)稲田利徳『和歌四天王の研究―頓阿・兼好・浄弁・慶運―』(一九九九

- 跡が辿れな」いという(66頁)。年二月、笠間書院)によれば、「「兼好自撰家集」は成立後、長い間享受の年二月、笠間書院)によれば、「「兼好自撰家集」は成立後、長い間享受の
- (8) 注(6) に同じ。
- 研究叢書9〉二〇〇〇年九月、汲古書院)。(10) 長谷川端「「太平記」諸本と細川氏」(同編『太平記の世界』〈軍記文学

以下は論旨とは別の、注解の補記を三点ほど記す。

(補配 二)

書館蔵本で示す。 語』(片仮名本系統)を書写していることを見落としていた。京都大学附属図 本誌二十八号の前稿で日吉社の神官祝部行親の事跡について、『五代帝王物

**: 嘉暦二年八月廿一日於生源寺西窓書写了/即校合了/近来流布世号ス 五代記云々/文和三年五月七日以祝部宿禰行親本被写/留之作者可尋考 (和泉書院 影印本81頁)

三五六)九月までの生存は確認できる(前稿)からである。 日の書写者は、 書を書写したことが確認できる。傍線部以下の文和三年(一三五四)五月七 これにより、嘉暦二年(一三二七)八月二十一日、坂本生源寺において同 行親から借りた本を写したのであろう。行親は延文元年(一

抜刷等を拝読したはずだが見落としていた。不明を恥じつつ両氏にお わび申し上げる。 (『国語と国文学』七三巻九号、一九九六年九月) でも指摘済みである。 樋口大祐「『五代帝王物語』の成立背景―王権的秩序と外部の間―」 育学部研究報告(人文科学)」三六巻、一九八八年三月)に記載され、 この件は既に弓削繁「『五代帝王物語』諸本書誌解題」(『岐阜大学教

(補記三)

うに地名を列挙する。 わりの花山院師賢)の報に接し、諸軍勢が天皇方へ馳せ参じる場面、次のよ 巻二「主上御出奔師賢卿天子号の事」で、後醍醐天皇山門に臨幸(実は身替

山上・坂本は申すに及ばず、大津・松本・支那・梢浜・仰木・衣川

和介・堅田の者までも、我劣らじと馳せ参る。

(1107頁)

ルビをうち、場所を未詳とするが、底本の写真をみると 傍線部は諸本になく天正本系の独自異文である。新編は「こずゑのはま」と

とある。これによれば「このはま」と読むべきで、また異本では「今浜」と **勉誠社刊「義輝本太平記」」** 188 頁参照)

判断できる。なお神田本には、 支那梢浜

松本・戸津比叡~辻

格から考えて、この追記は天正本系本文によるのであろう。 とある。補入追記の「梢浜」に「コノハマ」とルビがある。 原態神田本の性 影印本上103頁)

記にも、 頁)。この地名は『宗長日記』には数回みえ、天文年間成立の『万松院殿穴太 辺」への出陣が要請されている(勝山小笠原文書、『大日本史料』六―三、606 (一三三六)七月四日の足利直義軍勢催促状には、小笠原貞宗に「勢多及木浜 琶湖最狭部の東岸、古来対岸の堅田への海上交通の要地である。 「このはま」と読めば、近江国野洲郡木浜(守山市木浜町)にあたり、琵 建武三年

諸軍勢は、 瀬田、唐崎、志賀、梢 浜 卯木、衣川、 和爾、堅田よりう

新校類従本)

ち上り

である (守山市今浜町)。 らの地名で、野洲川南流の三角洲上に位置する。木浜よりわずかに北東寄り とある。天正本の異本の「今浜」は、同じ野洲郡にあった室町期の荘園名か

(補記三)

正平の一統が破れた後、 北朝の光厳上皇・光明上皇・崇光天皇・直仁親王

いう話がある。例がづくめの上、後崇光天皇が急據位に即く(観応三年〈一三五二〉八月)とらが南朝の賀名生に拉致される。巻三十一「茨宮御即位の事」に京都では異

食しながら、(中略) であるでは去年御継母宣光門院の御計らひとして、妙法院の門跡へ御入この宮をば去年御継母宣光門院の御計らひとしけるを、御外祖母広義この宮をば去年御継母宣光門院の御計らひとして、妙法院の門跡へ御入この宮をば去年御継母宣光門院の御計らひとして、妙法院の門跡へ御入

五六)七月六日条に、次の記事があるのに気付いた。この実筹法印については未勘であったが、『後深心院関白記』延文元年(一三て、実筹法印忽ちに若干の恩賞に預かりけり。 (国20頁)報応三年八月十七日、俄に践祚ありしかば兆前の勘文に一言も違はずと

A Study of the Kamo Shrine in Taiheiki

Shigeyuki Nagasaka